

各都道府県建設業協会
事務局 長 殿

社団法人 全国建設業協会
専務理事 小平 申二

国土交通省直轄工事における電子納品の全面実施について

拝啓 時下ますますご清祥の段、お喜び申し上げます。

平素は当会事業活動に格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、国土交通省では直轄工事において、平成16年度から電子納品の対象をすべての工事で実施することで準備を進められてきましたが、別添のとおり電子納品の全面実施について各地方整備局等に通知した旨の連絡がありましたので、傘下会員企業に周知方宜しくお願い申し上げます。

なお、国土交通省では、電子納品を円滑に運用するため、本年3月に各地方整備局共通の指針となる「電子納品に関する手引き（案）」を参考図書として作成し、関東地方整備局のホームページに掲載しています。この手引きをもとに各地方整備局用の手引きを作成したり、受発注者間で相談して電子納品を進めると伺っておりますので参考送付いたします。

敬具

【添付資料】

資料第1 「CALS/EC アクションプログラム」に基づく電子入札
及び電子納品の実施について（国土交通省の通知文）

資料第2 国土交通省における電子納品の実施（国土交通省作成資料）

資料第3 電子納品に関する手引き（案）【工事編】

（事務局注）

資料第3については、下記ホームページアドレスからご覧下さい

http://www.ktr.mlit.go.jp/kyoku/tech/cals/tebiki/nouhin_tebiki.htm

（参考）

- ・「電子納品運用ガイドライン（平成16年3月改訂）」の掲載ホームページ
主に発注者が工事・業務の準備段階から保管管理までの全般にわたり、電子納品の運用にあたって利用するもの

http://www.nilim-ed.jp/calsec/rule/guide_1v2.pdf

担当：事業第二部（安部・丸本）

TEL 03-3551-9396

FAX 03-3555-3218

国 地 契 第 9 1 号
国 官 技 第 3 5 5 号
国 営 計 第 2 0 8 号
平成 1 6 年 3 月 3 1 日

各 地 方 整 備 局 総 務 部 長
企 画 部 長
営 繕 部 長 あて

大 臣 官 房 地 方 課 長
大 臣 官 房 技 術 調 査 課 長
大 臣 官 房 官 庁 営 繕 部 営 繕 計 画 課 長

「CALS／ECアクションプログラム」に基づく電子入札及び電子納品の実施について

標記については、「「CALS／ECアクションプログラム」に基づく電子入札及び電子納品の実施について」（平成 1 4 年 3 月 2 9 日 付 け 国 地 契 第 6 2 号、国 官 技 第 3 9 9 号、国 営 計 第 2 1 1 号）に基づき実施しているところであるが、平成 1 6 年度については下記に基づき適切な実施を図るよう措置されたい。

記

1. 電子入札

直轄事業の発注における入札において、引き続き全面的に電子入札を実施するものとする。

2. 電子納品

(1) 工事

すべての工事を対象とする。

(2) 測量、建設コンサルタント業務及び地質調査業務

すべての業務を対象とする。

(3) 適用基準等

電子納品の運用に当たっては「電子納品運用ガイドライン（案）」、「電子納品運用ガイドライン（案）電気通信設備編」及び「官庁営繕事業に係る電子納品運用ガイドライン（案）」を参照するとともに、以下の基準等に基づいた工事完成図書あるいは業務成果品の提出を当該工事等の受注者に求めるものとする。

- 1) 工事完成図書の電子納品要領（案）
- 2) 土木設計業務等の電子納品要領（案）
- 3) CAD製図基準（案）
- 4) デジタル写真管理情報基準（案）

- 5) 測量成果電子納品要領（案）
- 6) 地質調査資料整理要領（案）
- 7) 工事完成図書の電子納品要領（案）電気通信設備編
- 8) 土木設計業務等の電子納品要領（案）電気通信設備編
- 9) C A D製図基準（案）電気通信設備編
- 10) 工事完成図書の電子納品要領（案）機械設備工事編
- 11) 土木設計業務等の電子納品要領（案）機械設備工事編
- 12) C A D製図基準（案）機械設備工事編
- 13) 営繕工事電子納品要領（案）
- 14) 建築設計業務等電子納品要領（案）
- 15) 建築C A D図面作成要領（案）

国土交通省における電子納品の実施

■ 電子納品の目的

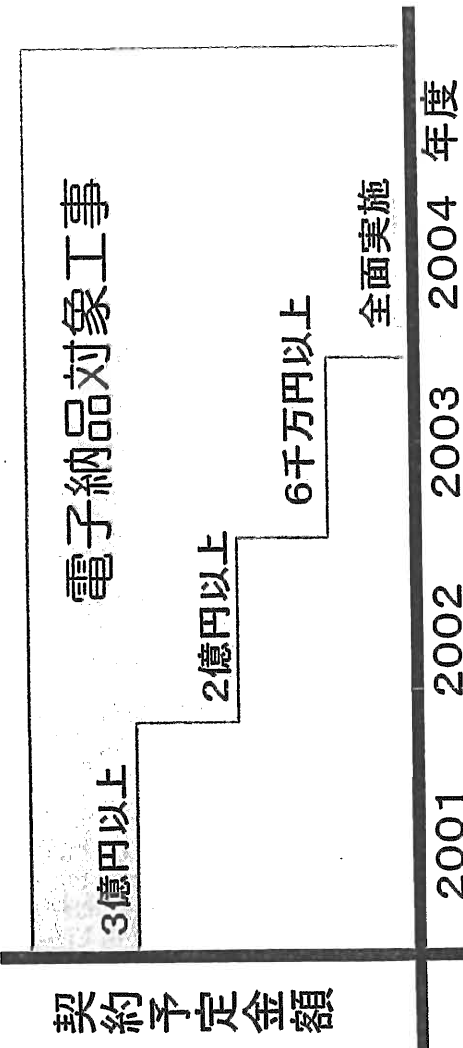
- ・従来、紙媒体で納品していた調査・設計・工事などの各業務段階の最終成果を電子データで納品することで、『業務の効率化』、『省資源・省スペース化』を実現することを目的とする。

■ 国土交通省では、平成13年度より電子納品を実施

- ・業務：平成13年度以降、すべての業務を対象
- ・工事：平成13年度以降、順次適用範囲を拡大

■ 平成16年度より、すべての工事・業務について電子納品を全面实施

- ・平成16年4月以降発注するすべての工事・業務を対象
- ・4月以降の電子納品の全面实施に向けて、「運用ガイドライン」、「手引き」、「要領・基準類」の改訂、策定等を行う。



電子納品の実施について

工事施工（業務実施）

電子納品

利活用

電子納品運用ガイドライン【3月改訂】

- ・主に発注者が、工事・業務の準備段階から保管管理までの全般にわたり、電子納品の運用にあたって利用するもの

電子納品の全国版手引き【3月策定】

- ・受発注者が、現場において詳細事項を取り決める際に利用するもの

要領・基準 【6月改訂】

- ・受注者が、納品する電子データの仕様を決める際に利用

6月改訂のポイント

- ・ファイル間の連携確保やフォルダ構成の見直し等による成果品の見読性、検索性の向上
- ・要領・基準間の整合化

電子納品ヘルプデスク【7月設置】

- ・原則として発注者を対象とした問い合わせ対応

情報共有システム

- ・工事施工中の受発注者間の情報共有
- ・電子データの蓄積

チェックシステム【9月修正】

- ・受注者が電子成果品を提出する際に要領・基準どおりに作成されていることを確認するために利用

保管管理システム

- ・成果品の保管・検索・閲覧
- ・平成16年度中に全地整で導入予定

電子納品に係わるガイドライン、手引き、要領・基準

■ 電子納品運用ガイドライン

- ・工事・業務の準備段階から保管管理までの全般にわたり、電子納品の運用に係る事項について記載。

■ 電子納品の手引き

- ・工事・業務の準備段階から保管管理までの全般にわたり、電子納品の運用や受発注者間の協議に係る現場サイドの詳細な取り決めを記載。受発注者が現場において詳細事項を取り決める際に利用。

■ 電子納品に係わる要領(案)・基準(案)

- ・電子成果品を作成する際のフォーマット構成やファイル形式など、納品される電子データの仕様等について記載。受注者が電子成果物を作成する際に利用。

		各々の成果品に関する事項			
電子納品全体に関する事項	文書類	図書類	写真類	地質調査資料	測量類
土木設計業務 測量調査 地質・土質調査	土木設計業務等の電子納品要領(案)	CAD製図基準(案)	デジタル写真管理情報基準(案)	地質調査資料要領(案)	測量成果 電子納品 要領(案)
土木工事	工事完成図書の電子納品要領(案)				

※電気通信設備編：平成15年7月策定

※機械設備工事編：平成16年4月策定予定

<http://www.nilim-ed.jp/>